

会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則

平 26. 3. 27 制定

[平 29. 5. 30 一部改正]

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）が個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）第 47 条第 1 項の認定を受けた認定個人情報保護団体として同項各号に掲げる業務を実施するに当たり必要な事項を定め、もって会員における個人情報（保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保することを目的とする。

(業務)

第 2 条 本協会は、会員の行う定款第 2 条の 2 第 5 号に規定する金融先物取引業に係る業務における個人情報の取扱いに関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の個人情報の取扱いに係る苦情の処理
- (2) 個人情報保護指針の作成及び公表
- (3) 個人情報保護指針を遵守させるための必要な指導、勧告及びその他の措置
- (4) 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての会員に対する情報の提供
- (5) 個人情報の適正な取扱いの確保のための会員の役職員に対する教育・研修
- (6) 会員の名称の公表
- (7) 関係機関との連絡調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会員の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

(苦情処理業務)

第 3 条 前条第 1 号の苦情の処理に関する業務は、「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」によるものとする。

附 則

- (1) この規則は、本協会が保護法第 37 条第 1 項の認定を受けた日から施行する。
- (2) この規則の第 2 条(2)及び(3)に規定する個人情報保護指針は、「個人情報の保護に関する指針」（平成 26 年 3 月 27 日理事会決定）とする。

附 則（平 29. 5. 30 一部改正）

この改正は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

(注) 第 1 条を改正。